

# 仕 様 書

## 1 業務概要

- (1) 業務名 連続テレビ小説を生かした地域周遊キャンペーン企画・運營業務
- (2) 業務の目的 令和7年春から予定されている連続テレビ小説の放送をきっかけとし、高知市への誘客を促進するとともに、同時期に開催される、ものべがわエリア観光博「ものべすと」と連携した「連続テレビ小説を生かした地域周遊キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を展開し、高知市及び物部川エリア（南国市・香南市・香美市）での周遊性を高め滞在時間を延長することで、観光需要の更なる拡大及び観光客の満足度の向上を図る。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年2月3日（火）まで
- (4) キャンペーン実施期間 令和7年4月1日（火）～令和8年1月25日（日）（予定）
- (5) 対象エリア 高知市、南国市、香南市、香美市
- (6) 見積限度額 13,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 2 事業内容

令和7年春から予定されている連続テレビ小説の放送をきっかけに、高知市を訪れる観光客を対象としたキャンペーンを実施する。キャンペーン名称を提案するとともに以下の(1)～(4)の事業を実施必須とし、各事業において業務の目的達成に必要な企画広報、運営、連絡調整等全ての業務を行うこと。

### (1) キッズスタンプラリーの企画・運営

ファミリー層をメインターゲットに想定し、こどもを中心に家族が楽しめるスタンプラリーを実施すること。また、委託者が提供する「ぼうしパン」をモチーフとしたキャラクターイラスト※を使用し、対象エリアを訪れた参加者に「高知といえばぼうしパン」というイメージが定着する企画とすること。なお、デジタル形式のものは不可とする。

※絵本作家 柴田ケイコ氏による「ぼうしパン」を擬人化した家族のキャラクター4名+別パターンイラスト及び立体図を委託者から提供。イラスト使用に際してはレイアウトや背景等のデザインは、受託者において作成し、委託者と協議のうえ決定する。

ア ラリーポイントは高知市内5か所（うち1か所は高知市内の観光案内所とすること。）、香美市内1か所、香南市内1か所、南国市内1か所の計8か所を設定すること。なお、ラリーポイントは観光客の動線を考慮した設定をすることとし、決定については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

イ スタンプラリー実施に必要な全ての物は受託者において制作・準備するとともに、各ラリーポイントへの設置及び管理を行うこと。また、設置にかかる申請等の事務手続きが発生する場合は受託者において行うこと。

ウ スタンプラリー台紙にはラリーポイントの紹介やクイズ、スタンプと連動した迷路・パズルなど、スタンプの収集以外にも楽しめる仕掛けを盛り込み、子どもが主体的に参加したくなるような工夫を施すこと。なお、台紙のサイズや形状・頁数などの仕様は不問とする。

エ スタンプラリーの実施期間は概ね半年程度とし、期間内で複数回に分けての実施も可とする。なお、詳細時期については契約締結後、委託者と協議のうえ決定する。

オ ラリーポイントとなる観光案内所では、台紙を収納しスタンプラリーを楽しむことが出来る「ぼうしパン型首掛けホルダー」を配布することとし、ホルダーの作成及び設置・管理を行うこと。

カ ラリー完走者及び一定のポイント到達者に対して、キャンペーンの趣旨に沿った景品を用意し、引き渡し手続きを行うこと。なお、景品の数量及び当選方法（先着・抽選等）は不問とする。

キ スタンプラリー実施に係る主な製作物についての数量は以下のとおりとし、追加が必要な場合には別途計上とする。

製作物	数量
スタンプラリー台紙	10,000部
押印用スタンプ	16個（8か所×2個）
ぼうしパン型首掛けホルダー	5,000個

## (2) ARを活用したフォトスポットの設置

対象エリア内にフォトスポットを設定し、SNSに投稿したくなるようなAR装飾を施すことでスポットがより魅力的となるよう、演出すること。なお、(1)の実施にあたり委託者から提供するイラストを使用することができる。

ア ARフォトスポットは高知市内8か所以上（※）、香美市内1か所以上、香南市内1か所以上、南国市内1か所以上とし、スタンプラリーポイントとの重複も可とする。なお、フォトスポットの決定については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

（※）8か所以上のうち、高知駅、蓮池町通、はりまや橋周辺及びおまち多目的広場（オーテピア西敷地）の4か所を指定スポットとし、それ以外の5か所以上を提案すること。

イ 各スポットには、事業内容及び参加方法を告知するためのサイン類を作成し、設置及び管理を行うこと。なお、設置については、通行者等の障害にならないように配慮するとともに、設置にかかる申請等の事務手続きが発生する場合は受託者において行うこと。

ウ ARを展開するアプリケーションはスマートフォンでの円滑な表示と利用を基本とし、複数のOS（iOS及びAndroid等）に対応したWeb方式又はアプリ方式によりシステムを構築すること。なお、両方式の併用を妨げるものではない。

エ 起動するARについては、「動画再生」、「画像表示」、「マーカ型3D表示」等の種類は問わないが、各スポットにおいてそれぞれ異なるデザインを設定すること。

オ アプリケーションは参加者自身のスマートフォンを使用し無料で参加できるものとし、操作に不慣れな参加者でも煩雑な操作を行うことなく気軽に利用できるものとする。

カ フォトスポットの設置期間はキャンペーン期間である令和7年4月1日から令和8年1月25日とするが、後述する(3)オ ハッシュタグキャンペーンとの連動に留意すること。

### (3) プロモーションの実施

(1)、(2)と連動したプロモーションを実施し、高知県外に在住のファミリー層をメインターゲットとしたデジタルプロモーション及び高知県アンテナショップ等を活用したリアルプロモーションを行い、キャンペーンの認知向上及び本市に訪れるきっかけを創出すること。なお、各プロモーションの実施において、(1)の実施にあたり委託者から提供するイラストを利用することができる。

#### ア WEB ページの作成、更新及び運用保守

ものべがわエリア観光博「ものべすと」特設 WEB サイト又は委託者ホームページを利用し、本キャンペーンの全内容を紹介する WEB ページを作成すること。また、委託者の指示により修正する場合も対応するとともに、運用保守を行うこと。なお、ものべがわエリア観光博「ものべすと」特設 WEB サイトへの掲載については、委託者においてページ管理者に承諾を得ている。

(参考:(一社)物部川 DMO 協議会 <https://monobegawa.com/topics>、(公社)高知市観光協会 <https://welcome-kochi.jp/>)

#### イ 広報の実施

プロモーションを実施するうえで、本キャンペーンのメインターゲットとなるファミリー層に向けた①及び②の広報を実施すること。なお、業務着手前に①については配信方法及び配信時期を、②については配布枚数及び設置場所等を、その根拠とともに記載した業務スケジュールを委託者に提出すること。

##### ① キャンペーンリーフレット等の作成及び周知

高知市を訪れる観光客に対して本キャンペーンを周知するリーフレット等を作成すること。また、周知に必要な全ての物は受託者において制作するとともに、各施設等への設置及び管理を受託者において行うこと。なお、リーフレットの印刷部数は 20,000 部とし、仕様については両面4色/A3 二つ折りを想定しているが、別仕様での提案も可とする。

##### ② デジタル広告の配信

事業の認知拡大を目指し、SNS 等のサービスを利用した広告を行うこと。また、広告配信に必要な広告バナーや広告文、画像、動画等を作成すること。広告配信時期や配信方法についての制約は設けないが、最も効果的に発信するために最適な時期、配信方法を決定し実施すること。

#### ウ ノベルティの製作

本業務においてプロモーションをより効果的に展開するため、予算の範囲内においてノベルティ等を製作することができる。なお、本仕様書に記載の無い成果品を製作した場合は、成果物の納品に含めるものとし、数量等については委託者と協議のうえ決定すること。

#### エ ハッシュタグキャンペーンの実施

① キッズスタンプラリー及び AR フォトスポットへの参加と連動したハッシュタグ企画をInstagramにて実施すること。なお、Instagramアカウントについては受託者が用意すること。

② 参加者へ景品を用意する場合は、高知市への誘客を促進する景品を選定するものとし、景品選定については委託者と協議すること。

#### (4) 「ぼうしパン」のPR

キッズスタンプラリー事業の実施において委託者から提供するイラストを活用し、キャンペーンを通じて高知のオリジナルグルメである「ぼうしパン」の普及促進・PRに繋がる取り組みを自由に提案すること。

### 3 効果検証

本事業の効果を測定するため、成果等について効果検証及び総括を行い、実績報告書として事業終了時に提出すること。なお、効果検証のためアンケート調査等を実施する場合は、調査手法及びサンプル数、調査項目について委託者との協議のうえ、決定するものとする。

### 4 制作物の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### 5 その他

本業務の実施にあたっては、以下のとおりとする。

(1) 業務着手前に工程表を提出し、業務スケジュールを明確にすること。

(2) 十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保し、効率的にキャンペーンを進めるため、委託者と十分に協議し、委託者の指示に柔軟に対応すること。また、本仕様に定めのない事項は協議のうえ決定することとする。

(3) 関係法令を遵守すること。特に著作権や商標権の侵害行為を行うことのないよう留意すること。

(4) 業務上知り得た内容を第三者に漏らさないこと。なお、契約終了後も同様とする。

(5) 業務の遂行に必要な経費は全て契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金以外の費用は負担しない。